

「放射性物質含有食品の標準についての の保健省布告」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

●放射性物質含有食品の標準についての保健省布告

前文省略

第一項

仏暦2529年11月18日付けの放射性物質を有する食品の標準についての保健省布告第102号（仏暦2529年）、及び仏暦2531年11月22日付けの放射性物質を有する食品の標準についての保健省布告第116号（仏暦2531年）[第2版]を廃止する。

第二項

放射性物質を含有する食品を標準制定食品とする。

第三項

第二項に基づく食品は、検査により以下の量を超えない放射性物質含有の標準を有していなければならない。

(1) ヨウ素131は1キログラム当たり、または1リットル当たり100ベクレル未満。

(2) セシウム134及びセシウム137は合わせて1キログラム当たり、または1リットル当たり500ベクレル未満。

第四項

第二項に基づく食品を輸入する者は、輸入ごとに毎回、輸入ポイントにおいて、原産地国の責任国家機関から、もしくは原産地国の責任国家機関から承認されたその他の機関から、または国家機関の検査所から、または国家機関から委任されたか保証を受けた検査所から、または国際基準に基づく試験所の能力の承認を受けた検査所からの放射性物質の量及び食品生産エリアを示す証拠を示さなければならない。

第五項

本布告は大臣が布告規定したところに従い、第二項に基づく放射性物質含有食品の管理のために、いずれかの食品の種類、エリア及び国に対し施行する。

第六項

本布告は官報公示日の翌日から施行する。[官報公示日は2011年4月11日]

(おわり)